# 神戸東洋医療学院 講師派遣規約

制定 2014年09月01日

神戸東洋医療学院

## <適用>

本規約は学外からの依頼により、学外(個人または法人)へ講師派遣する場合に適用する。

#### <手続き>

- 1 講師派遣を希望する者(個人または法人)は、「講師派遣申込書」(別紙)に記入後、 神戸東洋医療学院広報課へ提出する。
- 2 申込期限は、原則講演予定日の2ヶ月前とする。
- 3 講師派遣の可否については、神戸東洋医療学院より申込確認書を発行する。(申込後 2 週間以内)

## <費用負担>

- 4 講師派遣が認められた場合、依頼主は講師派遣料を本学の指定口座に納付する。 (振込み手数料は依頼主負担)
- 5 講師派遣費用は基本料金 10,000 円とする。(講演内容により変動する場合がある)
- 6 交通費は神戸東洋医療学院(神戸市中央区伊藤町)から、会場までの実費(往復)を 依頼主から講師に直接支払う。
- 7 会場・設備費用は依頼主が負担する。(講師派遣料には含まない)
- 8 講演予定1週間以内のキャンセルついて、納付済金の返金はしないものとする。 但し、講師側の都合や天候等の依頼主以外が起因する事情により、キャンセルになった場合は、この限りではない。

### <会場>

- 9 講演会場の手配及び、当日の設営準備等は、依頼主側がすべて行う。
- 10 会場として、神戸東洋医療学院の設備利用を希望する場合、事前に広報課まで問い合わせること。

#### <その他>

11 本規約は社会情勢の変化などにより、改訂する場合がある。

## <付則>

本規約は2014年09月01日より適用される。